

岡山社会人サッカー連盟共済制度規約

第1条 (趣旨)

この制度は、競技中に生じた事故によって人体に傷害を被った場合に見舞金を給付し、岡山社会人サッカーの普及・発展に寄与することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

財団法人岡山県サッカー協会及び岡山社会人サッカー連盟公認の試合（含む地区予選・全国大会）及び国体選手強化練習会における競技中の傷害について適用する。

第3条 (加入)

岡山社会人サッカー連盟加盟団体は、すべて本共済制度に加入するものとする。

第4条 (加入手続)

加盟団体及び選手は、財団法人日本サッカー協会の所定の登録手続き完了をもって毎年度の本共済制度への加入手続きを完了したものとする。

第5条 (加入分担金)

岡山社会人サッカー連盟加盟団体は、年度当初加入手続きと同時に所定の当該年度分の加入分担金を納入すること。分担金額は、毎年度当初、岡山社会人サッカー連盟運営委員会で協議・決定する。

第6条 (見舞金給付の障害の程度)

2日間（1泊2日）以上の入院治療を要するものについて適用する。

第7条 (見舞金額)

見舞金の金額は、2日以上6日以下の入院治療に3万円、7日以上9日以下の入院治療に5万円、10日以上入院に7万円とする。ただし、長期に亘る入院治療を要する傷害(概ね3ヶ月以上)の場合及び予期せぬ重大事故発生の場合は、岡山社会人サッカー連盟運営委員会で協議・決定する。

第8条 (見舞金の請求)

競技中の傷害の事故発生の際、当該加盟団体は岡山社会人サッカー連盟共済制度見舞金請求書に必要事項を記入して、医師の診断書（入院期間（何日から何日まで）を明記したもの）を添えて、岡山社会人サッカー連盟会計長宛提出すること。

第9条 (運営管理)

共済制度は、岡山社会人サッカー連盟運営委員会において運営管理するものとする。

第10条 (会計報告)

当該年度の会計報告を岡山社会人サッカー連盟の総会において行うものとする。

第11条 (事業年度)

本制度の事業年度は毎年4月1日から当該年度末(3月31日)までとする。

第12条 (補則)

1. この規約に規定なき事項が発生した場合は、岡山社会人サッカー連盟運営委員会で協議・決定するものとする。
2. この規約の改廃は、岡山社会人サッカー連盟の総会の承認を得て出来るものとする。

(附 則)

第1条 本規約は、昭和46年4月1日から施行する。

第2条 本規約は、平成6年4月1日から一部を改正し、施行する。なお、改正前に発生した事故については、従前の規定を適用する。

第3条 本規約は、平成19年4月1日から一部を改正し、施行する。なお、改正前に発生した事故については、従前の規定を適用する。

第4条 本規約は、平成24年4月1日から一部を改正し、施行する。なお、改正前に発生した事故については、従前の規定を適用する。

第5条 本規約は、平成26年4月1日から一部を改正し、施行する。